

様式第 4 号（第 9 条関係）

不利益処分の処分基準

所管部課名：保健福祉部保健福祉総務課

No.	根拠法令	根拠条項	不利益処分の内容
法-65	社会福祉法	第 5 6 条 第 8 項	社会福祉法人に対する解散命令
処分基準の内容 平成 2 9 年 4 月 2 7 日雇児発 0 4 2 7 第 7 号・社援発 0 4 2 7 第 1 号・老発 0 4 2 7 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」 5 指導監査の結果及び改善状況の報告 （１）指導監査の結果に基づいて行う法人への指導は、以下のとおり実施する。 ア 法令又は通知等の違反が認められる場合 （ア）違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導すること（文書指摘）。また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して法人から報告をさせ、所轄庁が必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができること。 （イ）違反の程度が軽微である場合又は違反について（ア）の指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導すること（口頭指摘）ができること。 イ 法令又は通知等の違反が認められない場合法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができること。 なお、アの（イ）及びイの指導を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する必要がある。 （２）（１）の指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。 （３）（１）の指導を行った事項について改善が図られない場合には、法第 56 条第 4 項又は第 58 条第 2 項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告（以下「改善勧告」という。）をする等所要の措置を講ずる。 （４）（３）の改善勧告を受けた法人が、当該勧告に従わなかったときは、法第 56 条第 5 項の規定に基づき、その旨の公表をする等所要の措置を講ずる。 （５）（３）の改善勧告を受けた法人が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第 56 条第 6 項又は第 58 条第 3 項の規定に基づき、当該勧告			

に係る措置をとるべき旨の命令（以下「改善命令」という。）をする等所要の措置を講ずる。 （６）（５）の改善命令に従わないときは、法第 56 条第 7 項及び第 8 項の規定に基づく業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員の解職勧告又は解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施する。 （７）指導監査の結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、各都道府県の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましい。			
設定年月日	平成 2 5 年 4 月 1 日	最終更新日	平成 2 9 年 4 月 2 7 日

様式第 4 号（第 9 条関係）

不利益処分の処分基準

所管部課名：保健福祉部総合相談センター

No.	根拠法令	根拠条項	不利益処分の内容
法-99	宮城県母子生活支援施設入所事務取扱要領	第 1 1	母子保護の解除
処分基準の内容 宮城県母子生活支援施設入所事務取扱要領 第 1 1 保健福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、母子保護の実施を解除するものとする。この場合において、母子保護の実施を解除する日（措置解除日）は、退所日の翌日とする。 （１）被入所世帯が自立した（自立可能）と認められたとき。 （２）児童が 1 8 歳に達した時。 （３）被入所世帯の保護者が転居したとき。 （４）入所世帯の保護者から次項の規定により届出があったとき。 （５）その他保護福祉事務所長が、母子保護の実施を行うことが困難であると認めたとき。			
設定年月日		最終更新日	